

静岡県消費者基本計画(骨子案)

第3次静岡県消費者行政推進基本計画 2018(H30)-2021(R3)年度		静岡県消費者基本計画(骨子案) (第4次静岡県消費者行政推進基本計画・第3次静岡県消費者教育推進計画) 2022(R4)-2025(R7)年度		
現行計画	移動先	次期計画(案)	区分	備考
第3章 消費者施策の展開の方向		第3章 消費者施策の展開の方向		
1 自ら学び自立し行動する消費者の育成		1 自ら学び自立し行動する消費者の育成		
(1) 消費者教育の推進		(1) 持続可能なくらしの実現に向けた県民意識の醸成	拡充	◎消費者教育推進計画として位置づける
①「消費者市民社会」の理念の普及	第3章1(1)	①人が幸せになるエシカル消費の普及啓発	変更	
②消費者教育の担い手となる人材の育成	第3章1(3)	②環境に配慮したライフスタイルの普及啓発	新規	◎福産品、フェアトレード、有機栽培、国産材・県産材、地場産業、コロナ禍における応援消費
③トラブルの未然防止と消費者の自立支援	第3章1(2)	(2) ライフステージに対応した多様な場における消費者教育・啓発の推進	拡充	◎カーボンニュートラル、6R、食品ロス
(2) 消費者啓発の強化		①学校等における消費者教育	変更	
①啓発事業の強化	第3章1(2)	②地域等における消費者教育	再編	◎小中学校⇒市町を支援 ◎高校・特別支援学校・専門学校・大学⇒県が実施 ◎「社会への扉」活用。消費生活センターや188の周知
②消費者団体等への活動支援	第3章1(2)④	③消費生活に関連するその他の教育との連携	再編	◎地域：高齢者や、その見守り者⇒市町を支援
(3) 暮らしに関する情報提供	削除	④消費者団体、NPO等多様な主体との連携	再編	◎家庭：高校生の保護者向け⇒県が実施
①主体的に合理的な消費行動をとるための情報提供		(3) 消費者教育の担い手となる人材の養成	変更	◎職域：新社会人⇒県が実施
②くらしの理想郷「美しい“ふじのくに”」ならではの情報提供		①消費者教育の担い手の資質向上		
(4) 環境に配慮した暮らし方の推進	第3章1(1)②	②新たな担い手の養成		
①廃棄物の発生抑制				
②資源循環の確保				
③環境に優しいライフスタイルの確立				
2 安全な商品・サービスの提供による安心の確保	第3章3	2 消費者被害の防止と救済		
(1) 食の安全の確保	第3章3(1)	(1) 消費者相談への対応と情報提供		
①生産から流通までを通じた食の安全の確保	第3章3(1)①	①相談員の確保と資質向上	拡充	◎指定消費生活相談員の設置 ◎新たな相談員の育成
②食に対する信頼の確保	第3章3(1)①	②高度化・複雑化する相談への対応	変更	◎デジタル化・国際化への対応(例：ネット通販、キャッシュレス決済、SNSトラブル)
(2) 製品等の安全の確保	第3章3(1)	③被害拡大防止のための情報提供		◎災害時・コロナ関連の相談に対応 ◎災害時や感染症拡大時などに適切な情報提供
①製品・サービスの安全の確保	第3章3(1)②	(2) 消費者の特性に対応した支援	拡充	
②消費者事故情報の通知・注意喚起	第3章3(1)②	①高齢者の見守り	拡充	◎安全確保地域協議会の設置
③消費者志向経営の普及	第3章1(1)①	②障害のある人の見守り		
(3) 適正な取引の確保	第3章3(2)	③外国人に対する相談体制の整備と情報提供	拡充	◎かめりあとの連携、やさしい日本語
①事業者への指導・啓発	第3章3(2)①②	④多重債務者への対応	統合	◎コロナによる生活困窮、ギャンブル等依存症対応
②適正な計量	第3章3(2)③	⑤デジタル化への対応	新規	
③災害時における生活物資の価格動向の把握	第3章3(2)②	(3) 苦情処理と紛争解決		
(4) 適正な表示の確保	第3章3(3)	①消費生活センター等でのあっせん	変更	
①選択に資する適正な表示の確保	第3章3(3)③	②消費者団体訴訟制度・その他の紛争解決手段	統合	
②事業者への指導・啓発	第3章3(3)①③			

第3次静岡県消費者行政推進基本計画 2018(H30)-2021(R3)年度	
現行計画	移動先
3 消費者被害の防止と救済	第3章2
(1) 消費者からの相談への対応と情報の提供	第3章2(1)
①相談員の確保と資質向上	第3章2(1)①
②情報通信サービス等高度化複雑化する相談への対応	第3章2(1)②
③被害拡大防止のための情報提供	第3章2(1)③
④外国人に対する相談体制の整備	第3章2(2)③
(2) 見守り体制の強化	第3章2(2)
①高齢者への見守り	第3章2(2)①
②障害のある方への見守り	第3章2(2)②
③地域コミュニティづくりの活性化	第3章2(2)①
(3) 事業者に対する指導	第3章3
①不当取引行為防止のための指導	第3章3(2)①
②適正な表示のための指導	第3章3(3)①
③適正な事業活動促進のための指導	第3章3(1)③
(4) 苦情処理と紛争解決	第3章2(3)
①消費者団体訴訟制度	第3章2(3)②
②その他の紛争解決手段	第3章2(3)①②
(5) 多重債務問題への対応	削除
①社会を見据えた対応	第3章2(2)④
②消費者問題連絡会議での情報共有	削除
第4章 施策推進のための体制整備	
1 多様な消費者問題に迅速に対応するための連携強化	第4章1
2 県民生活センターの「センター・オブ・センターズ」としての機能充実	第3章4
①消費生活相談の対応力の強化	
②市町相談窓口の支援	
③事業者指導の早期・確実な実施	
④地域の消費者教育の拠点化	
第5章 計画の実効性の確保	第4章2
1 計画の推進と進捗管理	
2 進捗状況の評価と公表	

静岡県消費者基本計画(骨子案) (第4次静岡県消費者行政推進基本計画・第3次静岡県消費者教育推進計画) 2022(R4)-2025(R7)年度			
次期計画(案)	区分	備考	
3 商品・サービスの安全の確保と消費者取引の適正化	変更		
(1) 食の安全、製品等の安全の確保	統合		
①生産から消費までの食の安全の確保	変更		
②製品・サービス等の安全の確保	統合		
③適正な事業活動促進のための指導			
(2) 適正な取引の確保			
①不当取引事業者に対する処分・指導	変更		
②事業者への啓発・注意喚起	統合		
③適正な計量			
(3) 適正な表示の確保			
①不当表示事業者に対する処分・指導	変更		
②表示適正化調査の実施	再編		
③事業者への啓発・注意喚起	変更		
4 消費者・事業者・行政機関のパートナーシップの強化	新規		
(1) 地域での消費者行政推進体制の確保	拡充		
(2) 消費者教育・啓発における連携の強化	拡充	◎消費者・事業者等、多様な主体と連携して実施	
(3) 市町相談窓口の支援		◎指定消費生活相談員の設置	
(4) 事業者指導の早期・確実な実施			
第4章 推進体制と進捗管理	統合		
1 推進体制			
2 進捗管理			